

2010年8月3日

文化審議会著作権分科会
法制問題小委員会 資料

社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会
著作権専門委員会

権利制限の一般規定に関する中間まとめへの意見¹

1. 総論

「著作権法に、新たに権利制限の一般規定を設けることにより、・・・一定の範囲で著作物の利用を認めることが適当」とする、中間まとめの結論に賛成します。

なお、規定の仕方については、適用範囲の明確化のための検討が進んだ段階で、改めて意見を申し述べる機会を設定頂くことを望みます。

2. 類型化について

一般規定が必要な理由として、「技術の進展や社会状況の変化等に伴う個別権利制限規定による対応の限界、あるいは利用者側に現に著作物の利用に支障が生じていること」にあると説明されています。しかし、「利用の類型化」はどちらかというところ個別権利制限規定に近づくことを意味し、類型化が硬直的に運用されてしまうと、「技術の進展や社会状況の変化」に対応しようとの立法趣旨が損なわれかねません。したがって、ある程度の類型化は明確性の観点から評価できるとしても、類型化にある程度の柔軟性を持たせる等、一般規定の性格が失われないようにして頂きたいと考えます。

3. Aの類型について

いわゆる「形式的権利侵害行為」に関し、一定要件の下、権利制限の一般規定による権利制限の対象として位置づけることに賛成します。具体的には、「A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」を、権利制限の対象とすることに賛成します。

また、いわゆる「写し込み」についても、「個別具体的な事案によっては、Aの類型に該当するものもありうると思われる」（脚注46）ことから、A類型に含めることに賛成します。

4. Bの類型について

¹ 本資料は、法制問題小委員会における意見陳述の目的で、2010年6月24日に当協会が提出した「権利制限の一般規定に関する中間まとめへの意見」を再構成した上で、従前提出の意見書にある対象行為の例示を盛り込んだものである。

「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」を、権利制限の対象とすることに賛成します。

5. Cの類型について

「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」を、権利制限の対象とすることに賛成します。

当協会はかねてより、技術開発や技術検証のための著作物の（知覚を目的としない）利用や、ネットワーク上で不可避免的に必要な複製等について、一定要件の下で、一般規定により許容されるべきとの意見を申し述べており、中間まとめの結論に謝意を述べたいと思います。また、「近時の法改正で設けられた個別権利制限規定を包括するようなものとして捉えることができる」との意見があるとおおり、この類型が、個別規定に対する受け皿として柔軟に機能することを期待します。

6. 権利制限の対象として検討頂きたいその他の行為について

権利制限の一般規定は、デジタル・ネットワーク時代において著作物の公正な利用促進と権利者保護の調整を目的とするところ、必ずしもA～Cの類型に該当しない場合でも、「その他著作物の種類及び用途並びに利用態様に照らして著作権者の利益を不当に害しない利用行為」について、包括的に権利制限の対象行為とするべきことを検討頂きたい場合があります。

とりわけ、企業内において行われる、次のような例を挙げることができます。これらは、権利者に特段の不利益を与えるものではない一方で、権利処理が困難であり、一般規定による利用を許容するのが適切であると考えます。

- ① 著作物の複製物を適法に取得・所持している場合において、当該複製物の使用に伴い、必要な限度で行う利用行為
 - ・ 社内研修において市販の書籍を、受講者全員分を購入し、その上で講義の便宜上、一部分の複製物を作成したり、プロジェクトに投影（上映）する。
 - ・ 外国語で書かれた論文、外国の Web ページを理解するために、従業員が翻訳する。
 - ・ インターネットのサイトから従業員が参考文献をダウンロードして印刷する。
- ② 自己の著作権・特許権の侵害を発見するための分析に必要な、他人の著作物の複製等
- ③ 特許された技術を研究するための、他人の出願関係書類の複製等

7. 要件について

①非営利性について

最近では、企業(営利事業)とNPO(社会事業)の活動の垣根も失われつつあり、また頻繁に行われている企業と学・官による共同研究の場合など、A～Cの類型に相当する行為につ

いて非営利性を要件とすることでかえって不合理な結果を招来するおそれがあります。したがって、非営利性を要件としないことに賛成します。

②対象とする著作物の種類について

権利制限の一般規定の適用について、特定の支分権、特定の種類の著作物に限定する必要はなく、本まとめの結論に賛成します。

この点、C類型に関し、プログラム著作物を除外するとの考え方が示されていますが、敢えて除外とする理由はないと考えます。プログラム著作物といってもその複製物は必ずしも実行形式（いわゆるオブジェクトプログラム）で存在する場合だけではなく、いわゆるソースコードリスト形式で存在する場合もあり、そのプログラムの実行による利益享受のためではなく、ソースコードを統計処理の対象として取り扱ったり、改ざんの確認のためにハッシュ値を取るために複製するといった利用も考えられるところ、そのようなプログラム著作物の利用態様には、C類型に相当する行為も考えられます。

8. 著作者人格権との関係について

権利制限の一般規定の適用を受け著作権侵害とならない行為については、原則として著作者人格権の侵害ともならないものとするべきであると考えますので、著作権法 50 条の改正を併せて検討されることを望みます。

9. 既存の個別権利制限規定等との関係について

権利制限の一般規定の導入後について、必要に応じて、個別の権利制限規定の追加、見直しを、継続して行って頂きたいと考えます。

なお、プログラムのリバース・エンジニアリングにかかる権利制限については、文化審議会著作権分科会報告書の答申から 1 年以上が経過するにも関わらず、立法されていません。速やかな立法に向けた政府の取り組みに期待します。

10. 刑事罰との関係について

「権利制限の一般規定の規定振りを検討するに当たっては、かかる観点から慎重に考慮することが求められる」と記されている点につき、刑罰を科すという観点からはその通りですが、一方で、技術の進展や社会状況の変化に柔軟に対応するという、権利制限の一般規定を新設する趣旨を没却することのないように、規定振りを考えて頂きたいと考えます。

以上